

総合地球環境学研究所安全衛生委員会規則

平成 28 年 4 月 1 日 制 定
規則第 30 号
令和 4 年 4 月 1 日 最終改正

(設置)

第 1 条 総合地球環境学研究所に労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 18 条の規定に基づき、職員の安全衛生に関する審議を行うため、総合地球環境学研究所安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事
- 二 健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策に関する事
- 四 前 3 号に掲げるもののほか、危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項に関する事

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 管理部長
 - 二 衛生管理者
 - 三 産業医
 - 四 総務課長
 - 五 その他所長が必要と認めた者
- 2 前項第 1 号の委員以外の委員の半数については、職員の過半数を代表する者の推薦に基づき所長が指名する。この場合において、前項第 2 号から第 4 号までの委員を含めて指名することができるものとする。

(任期)

- 第 4 条 前条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、毎月1回以上開催するものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 総合地球環境学研究所安全衛生管理委員会規則(平成22年2月23日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。